

## 令和2年度 宮崎地方最低賃金審議会 運営小委員会 議事録

### 1 日 時

令和2年7月3日(金)午後4時00分～4時40分

### 2 場 所

宮崎労働局労働基準部 2階大会議室

### 3 出席者

公益代表委員	森部、松岡
労働者代表委員	中川、蔵本
使用者代表委員	河野、奥野
事務局	鈴木労働基準部長、松澤賃金室長、吉田賃金指導官

### 4 議事内容

#### 【指導官】

ただ今から、令和2年度の運営小委員会を開催いたします。

当小委員会の委員につきましては、先程の本審の場におきまして、公労使各2名の委員をお願いすることとなったところです。

それでは、会議に先立ちまして、鈴木労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

#### 【基準部長】

各委員の皆様には、本審に引き続き令和2年度宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会にご出席いただきまして、お礼申し上げます。

この運営小委員会では、先ほどの第1回審議会における諮問を受けまして、これから始まります最低賃金の改正の具体的な審議の進め方等について、ご検討いただきたいと思っております。

宮崎の経済・雇用情勢は、先ほど局長が申し上げたとおりでございますが、こうした状況の中におきましても、最低賃金は、労働者の生活の安定と事業の公正な競争の確保に期するものでありますことから十分な審議に基づき、最低賃金を遅滞なく改正することが必要であると考えます。

本年度も、中央最低賃金審議会の審議状況に我々地審も影響を受けながらの審議が強いられることから、日程的にも難しい局面となることが予想されるところでございます。でき得る限り地域別最低賃金は、10月1日発効、産業別最低賃金は、年内発効を目指して、ご審議をいただければと思っております。

また、「全会一致」によります結審に至りますよう、審議会運営にご尽力、ご配慮をいただければ幸いです。

今後の審議会を円滑に運営していくために、本日の運営小委員会におきまして、慎重なご検討をお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よ

ろしくご検討をお願いいたします。

【指導官】

ありがとうございます。

運営小委員会の座長及び座長代理は、従来から、慣例によりまして、公益委員をお願いしているところです。

本年度につきましては、座長を森部委員に、座長代理を松岡委員をお願いしたいと考えておりますが、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議無し)

【指導官】

それでは、座長の森部委員に以後の進行をよろしくをお願いいたします。

【森部座長】

運営小委員会は、本年度の最低賃金審議会の運営について、公労使三者の代表によって話し合っていたくという極めて、重要な役割を担っております。委員の皆様の御協力をお願いいたします。

では、資料の説明について、事務局からお願いいたします。

【賃金室長】

運営小委員会資料の説明をいたします。

まず1ページを開いてください。本日の第1回本審において確認いただいた運営小委員会の委員名簿になります。

3ページは、令和元年度の宮崎地方最低賃金審議会開催状況になります。

本審5回、このうち第5回は、新型コロナウイルスの影響により中止となり、資料のみの送付となっております。地賃の専門部会3回、産別の検討小委員会を2回、産別電機の専門部会を2回、自動車小売専門部会を2回開催しております。

5ページ(案)は、令和2年度の審議会運営計画(案)です。

地域別最賃につきましては、例年10月1日発効を目指しており、本年度も目指したいところですが、中賃の「目安」答申の時期や他県の決定状況、審議の都合もあり、それを前提とした計画案が5ページ(案)となります。

ちなみに、主なDランク県で、8月5日(水)に答申を予定しているのは、秋田、岩手、福島、佐賀、熊本、大分で、8月6日以降に答申予定としている県は、8月7日(金)に、青森、山形、島根、高知、長崎、沖縄、となっております。

第2回本審は、中央最低賃金審議会の「目安」答申を受けての開催となります。

現時点では、「目安」答申の時期は7月22日(水)午後と予想しています。

したがいまして、第2回本審は7月29日(水)にお願いしたいと考えております。

第2回本審の議題としましては、目安伝達のほかに、この運営小委員会の報告と産業別最低賃金改正の必要性の有無についての諮問及び検討小委員会の設置等を予定していません。

第1回地賃専門部会につきましては、案により7月29日(水)の第2回本審終了後を予定しております。

それ以降の専門部会の開催につきましても、予定を入れておりますが、昨年と同じように、第1回専門部会終了後に改めて、第2回以降の専門部会の開催日程を協議させていただきたいと思っております。

第3回本審で答申を受けましたら、その日のうちに「意見要旨の公示」(法第11条第1項)を行います。異議申出の期間は15日間となっております。

異議申出があった場合は、審議会に意見を求めなければならない(最低賃金法第11条第3項)と規定されておりますので、第4回本審、いわゆる異議審を開催することになります。

運営計画(案)の場合は、8月7日(金)の第3回本審で答申をいただきますと、15日を経過した日(異議申出締切)が8月24日(月)になりますので、8月25日(火)に第4回本審(いわゆる異議審)を予定することになります。

第4回本審では、異議申出に対する審議のほかに、産業別最低賃金の金額改正の必要性の答申をいただき、「必要性あり」となりましたら金額改正について諮問を行うこととなります。

ここまで申し上げました運営計画(案)は、あくまで、7月22日(水)までに中央最低賃金審議会が目安答申を出した場合の日程です。

中央最低賃金審議会における答申の状況は、わかり次第メール等でご連絡いたしますが、いずれにしましても、地賃につきましては、8月上旬にかけて集中的な審議になるかと思っております。委員の皆様には日程調整のご協力をよろしくお願いたします。

産業別最低賃金の「必要性の有無」の検討の場につきましては、このあとご審議いただきますが、運営計画(案)では、仮に、8月17日(月)に検討小委員会を開催するよう予定を入れております。8月18日(火)は検討小委員会の第2回目としました。

これも仮の話ですが、検討小委員会で、「改正の必要性あり」となりました場合には、各産別専門部会を2回ないし3回程度、10月に開催する予定としております。

ちなみに10月30日(金)が年内発効のタイムリミットとなります。

7ページ、8ページは、地域別最低賃金と産業別最低賃金の答申日別最短効力発生予定日の一覧表となります。

11、12 ページは、最低賃金審議会令第6条5項の採用、つまり専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、ということについての基本的な考え方となります。内容につきましては、さきほどの本審で説明したとおりです。

20 ページ 21 ページは平成 22 年から令和元年までに改定されました、全国の地域別最低賃金の年次別推移となります。

以上、資料の説明とさせていただきます。

【森部座長】

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

【河野委員】

他県の答申予定の説明がありましたが、鹿児島はどうでしょうか。

【賃金室長】

鹿児島の審議予定は7月下旬から8月第1週に入っていますが、答申日の予定が決まっていない状況です。

【河野委員】

わかりました。

【森部座長】

ほかに何かございませんか。

(質疑なし)

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の最初の議題は、「令和2年度の最低賃金審議会の運営について」ということですが、具体的には、先ほど事務局から説明のありました「令和2年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画(案)」に基づき、

- 1 地域別最低賃金の審議について
- 2 特定(産業別)最低賃金の審議について

それぞれご協議していただくこととなります。

まず、「地域別最低賃金の審議について」ですが、専門部会の開催回数や日程等は、第1回専門部会終了時に改めて協議するということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部座長】

ありがとうございます。

そのほか「地域別最低賃金の審議について」何かご意見等はございませんでしょうか。

【中川委員】

運営計画(案)で8月4日(火)の13時30分となっておりますが、本日、県のトップの会議が入り、時間が14時から16時となっており、開始時間を13時10分ぐらいに出来ないでしょうか。

(各委員で調整)

【森部座長】

16時以降開始ということで、事務局で調整していただけますでしょうか。

【賃金室長】

16時30分開始で各委員と調整します。この場の委員の方々は16時30分で問題ないようですので、この場にいらっしゃらない委員の方々に確認して連絡いたします。

【森部座長】

それでは、第2回の専門部会の日程調整をしていただいて、事務局から追って連絡をいただくということによろしいでしょうか。16時30分を目安でお願いします。

(意見なし)

その他に何かありますでしょうか。

【蔵本委員】

8月7日が第3回専門部会で結審予定ということですが、鹿児島島の状況も見えない状況で、万が一、他県の状況をもう少し見たいといった場合に、予備日の日程というのは考えているのでしょうか。

【賃金室長】

8月11、12日を予備として会場を押さえております。

【森部座長】

もし8月7日に結審が厳しいという状況になったら、8月11日を第4回ということでしょうか。それとも8月7日の第3回を飛ばすということになりますでしょうか。

【蔵本委員】

8月7日はあって、8月11日第4回がよろしいのではないのでしょうか。

【河野委員】

11日は午後の予定が入っているので、午前中であればと思います。

【森部座長】

予備日について、11日ということで、事務局調整してもらえますでしょうか。

【賃金室長】

調整します。

【森部座長】

他にございますでしょうか。

(意見なし)

では、第2回専門部会の時間の変更と第4回専門部会の確保について意見が出ましたので、事務局での調整をお願いします。

それでは、地域別最低賃金の審議日程を確認します。

7月29日水曜日午前10時から第2回本審を

午前11時から第1回地賃専門部会を

開催し、それ以降の日程については、第1回専門部会の場で調整して決める、ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部座長】

ありがとうございます。

それではそのように決定したいと思います。

宮崎県最低賃金額の改定につきましては、例年、10月1日発効を目指して審議してきました。

今年度も中賃の「目安」答申の時期や他県の決定状況など、不確定な部分もあり、10月1日発効を目指したいところですが、審議の都合もあり、10月中の早期発効を目指すこと、そして、全会一致の結審にいたるよう努力することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部座長】

ありがとうございます。

次に、「特定(産業別)最低賃金の審議について」、検討いただきたいと思います。

この件については、

1 「改正の必要性について」の検討の場をどうするか

2 審議のスケジュールをどうするか

ということを検討する必要があるかと思います。

まず、「改正の必要性について」の検討の場をどうするかについて、ご意見をいただきたいと思います。

今年も昨年と同様、検討小委員会を設置して、そこで検討することでいかがでしょうか。

(異議なし)

【森部座長】

ありがとうございます。

それでは、必要性の検討は、検討小委員会の方で行うことといたします。

なお、産業別最低賃金については、関係労使のイニシアティブにより設定するものであり、全会一致の議決に至るように努力することが必要とされています。

このため、関係労使当事者間の意思疎通を図ることが望ましいとされており。

関係労使の委員の皆様にはこの点に十分に留意いただきますようお願い申し上げます。

次に、「審議のスケジュール」について検討します。

まず、検討小委員会の日程ですが、事務局から説明のあった日程(案)を踏まえて、ご意見をいただきたいと思ひます。

資料をもとに確認していただきたいと思ひます。

(意見なし)

【森部座長】

それでは、

第1回検討小委員会を8月17日午前10時から、

第2回検討小委員会を8月18日午前10時から、

開催することにします。

【森部座長】

次に、特定(産業別)最賃の金額審議のスケジュールですが、金額審議は、検討小委員会で特定(産業別)最賃の改定の必要性が「有り」と判断された場合にのみ行います。

したがって、この場では具体的な日程は検討しませんが、仮に、「必要性有り」となった場合は、年内発効を目指すことを前提に、事務局が早期に日程調整を行い、各委員は事務局の行う日程調整に協力をする事、としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部座長】

ありがとうございます。

それでは、次に、特定(産業別)最賃の金額審議を実施するとした場合の、審議の進め方について検討します。

特定(産業別)最賃の第1回専門部会は、例年、特定(産業別)最賃ごとに開催しております。

つまり合同開催はしてありませんが、このことについてご意見をいただきたいと思ひます。

(意見なし)

【森部座長】

ありがとうございます。  
それでは、特定(産業別)最賃の金額審議を行う場合は、第1回専門部会は合同開催としないとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部座長】

ありがとうございます。  
最後に、最低賃金審議会令第6条第5項の採用について、お諮りしたいと思います。  
例年どおり、専門部会の審議会運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項を採用し、専門部会が「全会一致」で結審した場合は本審答申と同一の効力を有すること、つまり本審は開かないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部座長】

ありがとうございます。  
このほかに、本年度の審議会の運営について、なにかご意見はありませんか。

(意見なし)

【森部座長】

ありがとうございます。  
それでは、ただ今、合意していただいた内容について、事務局に報告文としてまとめてもらいますので、しばらく休憩とします。

【森部座長】

ただ今、配付されました報告文(案)について、事務局に朗読をお願いします。

【指導官】

報告文の案を作成しましたので、ご確認をお願いします。  
次回本審を7月29日に予定しておりますので、同日付での審議会会長あての報告となります。  
それでは読み上げます。  
〔報告文(案)朗読〕

【森部座長】

ありがとうございます。



ただ今、朗読されました報告文により、7月29日開催予定の本審に、運営小委員会のまとめとして、報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部座長】

ありがとうございます。

以上で、本日の議題についての協議は終わりますが、他に意見等なければ、本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ等もなく、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第4項の規定により公開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

【森部座長】

ありがとうございます。

「異議なし」として議事録は公開とします。

議事録の署名を中川委員と河野委員にお願いします。

本日の運営小委員会は、これで終わります。ありがとうございました。

座 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員